吸収分割に関する事後開示書類

（会社法第 791 条第 1 項第 1 号、第 801 条第 3 項第 2 号
及び会社法施行規則第 189 条に定める書面）

2020 年 4 月 1 日

出光興産株式会社
昭和シェル石油株式会社

2020年4月1日

吸収分割に係る事後開示事項

東京都千代田区丸の内三丁目1番1号
出光興産株式会社
代表取締役社長　木藤　俊一

東京都港区台場二丁目3番2号
昭和シェル石油株式会社
代表取締役　社長　新留　加津昭

出光興産株式会社（以下「出光興産」といいます。）及び昭和シェル石油株式会社（以下「昭和シェル」といいます。）は、2020年2月14日付で両社の間で締結した吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2020年4月1日を効力発生日として、出光興産の連結子会社である昭和シェルと昭和シェルの全ての従業員との間の雇用契約に関する権利義務を出光興産に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号、第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2020年4月1日

2. 吸収分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 会社法第784条の2（吸収分割の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

昭和シェルの株主は出光興産のみであるため、会社法第784条の2の規定に基づく本吸収分割の差止請求はありませんでした。

(2)　会社法第 785 条（株式買取請求）の規定による手続の経過

出光興産は、昭和シェルの発行済株式の全部を保有する特別支配会社であるため、会社法第 785 条第 2 項第 2 号の規定により、同条第 1 項の株式買取請求を行うことができる株主は存在せず、本手続について、該当事項はありません。

(3)　会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過

昭和シェルは新株予約権を発行していないため、会社法第 787 条の規定に基づく新株予約権買取請求の手続について、該当事項はありません。

(4)　会社法第 789 条（債権者異議）の規定による手続の経過

昭和シェルは、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2020 年 2 月 25 日付で、昭和シェルの債権者に対し、官報及び電子公告にて公告いたしましたが、本吸収分割について同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

3.　吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1)　会社法第 796 条の 2（吸収分割の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

出光興産においては、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づき、株主総会の決議による承認を得ることなく本吸収分割を行いました。そのため、出光興産の株主は会社法第 796 条の 2 に基づき本吸収分割の差止請求を行うことは認められておらず、本手続について、該当事項はありません。

(2)　会社法第 797 条（株式買取請求）の規定による手続の経過

本吸収分割は会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当します。そのため、会社法第 797 条第 1 項の規定に基づく反対株主の株式買取請求権は認められておらず、本手続について、該当事項はありません。

(3)　会社法第 799 条（債権者異議）の規定による手続の経過

出光興産は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2020 年 2 月 25

日付で、出光興産の債権者に対し、官報及び電子公告にて公告いたしましたが、本吸収分割について同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

出光興産は、本吸収分割の効力発生日である 2020 年 4 月 1 日をもって、本吸収分割契約に定める昭和シェルと昭和シェルの全ての従業員との間の雇用契約に関する権利義務を承継いたしました。

なお、出光興産が本吸収分割により昭和シェルから承継した資産の額は、約 24,400 百万円（概算）であり、負債の額は、約 3,400 百万円（概算）です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2020 年 4 月 1 日（予定）

6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

(1) 労働者保護手続の経過

昭和シェルは、本吸収分割に際し、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（以下「労働契約承継法」といいます。）第 7 条の規定に基づき労働者の理解と協力を得るように努め、かつ、商法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定に基づく協議を行いました。また、労働契約承継法第 2 条の規定に基づき、労働者及び労働組合に対して本吸収分割に関する通知を行いましたが、異議の申し出はありませんでした。

以 上